

第 20 回（平成 20 年度第 2 回）ISO/SR 国内委員会 議事録

1. 開催日時 : 平成 20 年 7 月 8 日 (火) 14:00~16:00
2. 開催場所 : 都道府県会館 4 階 402 会議室
3. 出席者 :【敬称略】 出席者(○)、欠席者(×)、代理出席者 (△)
委員長: 松本 恒雄(一橋大 大学院)○
副委員長: 稲岡 稔(セブン&アイ・ホールディングス)○
委員: 青木 修三(環境経営学会)○、足達 英一郎(日本総研)○、逢見 直人(日本労働組合総連合会) △(代理: 青木)、大久保 暁子(日本労働組合総連合会) △(代理: 吉野)、長見 万里野(日本消費者協会)○、笠井 俊彦(環境省)△(代理: 館内)、鍛冶 舍 巧(松下電器産業)×、数間 浩喜(損保ジャパン)○、加藤 さゆり(全地婦連)○、川辺 英一郎(内閣府)×、鯨井 佳則(厚労省)△(代理: 河野)、熊谷 謙一(日本労働組合総連合会)○、黒田かをり(CSO ネットワーク)×、斎藤 仁(日本経団連)○、佐野 真理子(主婦連合会)○、下澤 嶽(JANIC)×、進藤 孝生(新日本製鐵)○、鈴木 均(NEC)○、首藤 恵(早稲田大学)×、関 正雄(損保ジャパン)△(代理: 長沢)、高 巖(麗澤大学)×、田尻 佳史(日本 NPO センター)○、田中 宏司(東京交通短期大学)×、田沼千秋(グリーンハウス)△(代理: 中島)、仲川 洋子(関西経済連合会)×、富田 秀実(ソニー)○、中村 善雄(UI ゼンセン同盟)○、村松 衛(東京電力)△(代理: 清水)、葉山 稔樹(トヨタ自動車)△(代理: 西堤)、深田 静夫(オムロン/経団連)○、福田 泰和(経産省)○、古谷 由紀子(NACS)○、三井 清人(JQA)○、柳瀬 唯夫(経産省)×、矢野 友三郎(NITE)○、横田 洋三(人権教育啓発推進センター)○
関係者: 長野 寿一○、藤代 尚武×、濱坂 隆○、宮澤 武明○(以上 経産省)
事務局: 岡本 裕○、佐藤 恭子○、櫻井 三穂子○(以上 JSA 記)
4. 議事次第: 省略 (議事次第参照)
5. 資料: 省略
6. 議事概要:
 6. 1 議事、配布資料及び前回議事録の確認
事務局から、議事及び資料の確認が行われ、異議なく承認された。また、国内委員会規約 8 条 2 項の成立条件に照らして、今回の国内委員会がその条件を満たすことが確認され

た。

続いて、事務局から委員交代及び委員の追加により今回から新たに加わった次の委員の紹介があった。

- ・ (株) 損保ジャパン 数間委員 (中野委員と交代)
- ・ 全国地域婦人団体連絡協議会 加藤委員 (新規)
- ・ (社) 関西経済連合会 仲川委員 (櫻内委員と交代)
- ・ 東京電力 (株) 村松委員 (西澤委員と交代)

また、経済産業省の人事異動により、永井氏に代わり、今回から濱坂氏と宮澤氏が関係者として参加することが紹介された。

6. 2 SR 事例 WG 規約案及び委員構成案について (確認)

資料 SR20-02 及び 03 にしたがって、事務局から、SR 事例 WG 規約案及び委員構成案について説明があり、両案は異議なく了承された。

6. 3 WD4.2 国内委員会コメントの検討 (承認)

事務局から、国内委員会コメントの検討プロセスの説明が行われた。

- ・ 国内委員から寄せられたコメントは、各ステークホルダーにおける検討を経て、各ステークホルダーから国内委員会コメントの候補として提出され、これらのコメントを 7 月 3 日に開催された幹事会で検討した。その結果が、資料 SR20-04。
- ・ コメントの採否は、先に定めた CD の検討ルール (国内委員会規約 3) を試験的に適用した形で決定する。

コメント検討プロセスの後に、資料 SR20-04 にある各国内委員会コメント毎にコメント提出者からのコメント趣旨説明を行い、逐条的に検討を行った。なお、各コメントの取扱いとは別添のとおり。

また、コメント提出までのスケジュールは次のとおりとすることを確認した。

- ・ 7 月 10 日 (木) 午前迄：事務局で案を作成
- ・ 7 月 11 日 (金) 午前迄：国内委員会に確認のため回付
- ・ 7 月 11 日 (金) 午後：委員長と調整の後、WG 事務局 (スウェーデン) に提出

なお、エキスパートコメントについては、7 月 11 日のコメント提出後、適宜、英文コメントとあわせて日本語のコメント (ポイントのみで可) を各ステークホルダーから提供いただき、国内委員会に報告する。

<主な議論>

コメント#1

- ・ 松本委員長：IDTF への賛辞・支持を付け加えて異論がなければ国内委員会コメントと

したいが如何か。

(※コメントは異議なく採用された。)

コメント#2

- ・ 中村委員：IDTF や各ステークホルダーのこれまでの精力的な検討を考えると、長さを削減するというだけでは難しいのではないかと。ただ、全体的には重複が残っているので、重複や冗長な表現、用語の定義について改善を図るべきとコメントするのがいいのではないかと。中小企業にとって取り組みやすいものとなるよう、また中小企業が理解しやすいものとするのがいいのではないかと。
- ・ 鈴木委員：CD に進めるのは賛成だが、CD 化を前提にした場合、コメントはある程度大きな項目に絞っていくべきなのではないかと。注力していく点や妥協せざるを得ないところを整理する必要がある。例えば、「相当なレベルアップが必要」とあるが、これと「CD 化を急ぐ」とするコメントにはギャップがあるので、表現を考えた方がいい。CD 化を急ぐのであれば、規格が発行された後のプロセスを明確化し、状況の変化に応じてレビューしていくことを念頭に置く必要もあるのではないかと。
- ・ 深田委員：総論では東商に賛成。ただし、総論だけでは、それで終わりにになってしまう。具体的な指摘が必要。
- ・ 熊谷委員：分かりやすい英語という意味では改善された。語彙数が減っているのでも、逆の反発もあるかもしれない。改善したところについては評価をいただけるとありがたい。プレインイングリッシュになってきているので、翻訳においてもプレインな日本語となるようにしていただきたい。また、最後の方が駆け足になっており、時間切れで確認ができていないところもあるかもしれないが、基本的には IDTF においては最終的な確認は全体で行ってきた。
- ・ 松本委員長：IDTF への評価を示した上で、さらに改善が必要という文脈でコメントを作成してはどうか。

(※以上の議論の結果、表現方法を調整して、採用。)

コメント#3

- ・ 中村委員：指摘されている趣旨は「この規格はマネジメントシステムではない」ということで反映されているのではないかと。現行で十分。
- ・ 深田委員：全編を通じて大企業向けであることは確か。日本の中で中小企業用のガイドブックを作ることを考える必要があるかもしれない。7章がガイダンス文書として適切なものになっていけばいいのだが、そうっていない。多様性のある組織が使うという主旨を盛り込む必要はあるのではないかと。
- ・ 古谷委員：規格はそもそも自主的なものであり、ISO26000 の位置づけ上「自主的に」という言葉を入れるのは望ましくないのではないかと。

(※以上の議論の結果、「自主的に」を削除した上で採用することとなった。)

コメント#4～6

- ・ 吉野代理：労働としては定義を修正するという範囲で了承。それ以上の具体的な修正については、国内委員会ではコンセンサスが得られないのではないかと思います。
- ・ 松本委員長：サプライチェーンは上流、バリューチェーンは上流・下流両方を含むという区別。Before や After 以降を削除してしまってもいいのだろうか。
- ・ 長沢代理：用語の定義の際に **Social responsibility** の内容の規格で、定義の中に **responsibility** という用語が入っているのはおかしいのではないかと。現在の定義は ISO において受け入れられるものなのか？サプライチェーンやバリューチェーンがどこまで指すのかというのは国によっても考え方によっても異なるとは思いますが、Chain 全体を指すべきなのではないかというのが産業界コメントの主旨。
→濱坂氏：現在の定義で問題ないと思うが、強調したいものが **Chain** であればそれを強調した定義にすればいいのではないかと。
- ・ 熊谷委員：サプライチェーン、バリューチェーン、**Sphere of influence** の定義については、定義が必要ということでは合意しているものの、まだ定義が決まっていないというのが正直なところ。サンチャゴの検討に委ねている部分。
- ・ 深田委員：これについては、もう少し議論が必要。明確な理解がまだない。
- ・ 鈴木委員：企業の担当にとっては、サプライチェーンはひとつの大きな 이슈。そのうち、アップストリームは重要なところ。もちろん、ダウンストリームも大切。サプライチェーンは、2割くらいはバリューチェーンと捉えているが、その場合、ダウンストリームも入っている。CSR のコンテキストの中で重要なのは、アップストリームの部分なので、そこをしっかりとおさえていけばいいのではないかと。出来れば Before 以降を削除していただきたい。
- ・ 熊谷委員：アップストリーム・ダウンストリームの問題か、システムに着目するのかという二つの議論があり、現在はアップストリーム、ダウンストリームの議論に落ち着いているが、そのような区別は日本にとってはあまり意味がない。今後どのように議論を展開していくかが課題。バリューに注目すれば、直接サプライチェーンでつながってなくても、バリューでつながっているということまで含めて積極的な定義が必要かというシステム的な議論になる。

(※以上の議論の結果、国内委員会コメントとはせず、各エキスパートコメントに任せることとなった。)

コメント#7

- ・ 斎藤委員：このコメントを受け入れるのであれば、Introduction の 135～137 行目も修正が必要。もう少し精査してコメントをする必要がある。6 章の人権のところ記述した方が分かりやすいのではないかと。3 章で「特別な条項を除いて」とあっても読み手には分からないだろう。

- ・ 鈴木委員：Security arrangement は「警察」ではなく、「ガード」。
- ・ 濱坂氏：政府には二つの役割がある。ひとつは SR を実施する立場。もうひとつは人権に関する法律を定めるなどの立場。コメントの出し方を工夫しないと他の混乱を生むのではないか。
- ・ 松本委員長：6.3.5.2 f)にある military security や police services は、政府が公権力の行使や統治権の行使としての軍事力や警察権の行使ではなく、非政府の組織が行う武装サービスや民間警察サービスであることを明確にすることをコメントとすることもできるが如何か。
- ・ 熊谷委員：IDTF でも政府の権力の行使にはタッチしないことを確認している。ここで言っているのは、警察力に乏しい国が利用する警備サービスのようなものだが、広く読めるので、明確にする必要があるのかもしれない。
- ・ 青木委員：133 行～139 行に政府の関わりが書かれているが、全般的に政府との関わり合いがすっきりしていない。全体のトーンの中にもう少し記述があった方がいいのではないか。
- ・ 松本委員長：政府の方針に「場合によっては口を出す」ということになるのと收拾がつかなくなるのではないか。あるいは、6.3.5.2 f)に先進国の軍隊も入るのかを明確にするというコメントの方法もあり得るかもしれない。
- ・ 深田委員：Intergovernmental agreement, convention の扱いが議論になっていたが、この議論は未だ曖昧。問題提起として明確化を求めるのに賛成。
- ・ 松本委員長：政府の軍隊も入るのか否かを明確化することをメインのコメントとし、入るのであれば一般原則と矛盾することを問題提起する。入らないのであれば、入らないことが誰にでも分かるようにすることをコメントしては如何か。
- ・ 横田委員：政府の権力行使に関わる組織は対象としないということはかなり初めからはっきりしている。Military は入れなくてもいいのではないか。政府の機関を含まないことをはっきりすべきとコメントしてはどうか。
- ・ 熊谷委員：最初のパラグラフをどこまでクリアにできるかがポイント。Military という言葉を入れると逆にそれが注目されてしまう可能性があるので、3.4 の最初のパラグラフを明確化するコメントの方が主旨は伝わりやすいのではないか。サンチャゴでも放っておいても議論になる。もっと深い議論を準備しておく必要がある。
- ・ 松本委員長：6.3.5.2f)を見て政府以外の民間のサービスだけだと取る国が世界に幾つあるだろうか。3.4 に関して言えば、購買力としての軍隊は権力行使という以外で SR に関わってくる可能性がある。
- ・ 足達委員：大規模な土地開発（土地を収用するのに不動産ディベロッパーが警察権力を導入して住民を追い出している国がある）なども 3.4 に含まれる。政府権力が民間の組織として結託して何かをするということを問題にしなければいけない。
- ・ 斎藤委員：国際慣習法に内政不干涉の大原則がある中で、6 章の人権は国家といえども尊重しなければならないという普遍的・崇高な部分。ISO でも苦労している部分である

ので、ここで議論しても結論は出ないだろう。ユーザーから見て曖昧であれば分かりやすくすることを求めるスタンスでいいのではないか。

- ・ 深田委員：日本から何もコメントしなくても国際的には議論になる。
- ・ 事務局：問題提起として、6.3.5.2 f)の範囲や意味について明確化を求めるのみとしてはどうか。
- ・ 横田委員：政府の警察・軍隊も含めた方がいいという考えも NGO 中にはあるということか？もしそうだとすると、国際人道法がカバーされていないのに人権のところだけで取り上げることとなってしまうと、逆にそれが野放しになっているように見えてしまう。基本的に政府の権力行使の部分は除外し、**Commercial activity** や **Operation** を行うところは含むことをはっきりさせるようにすべきではないか。

(※以上の議論の結果、6.3.5.2 f)の範囲について明確化を求めるコメントを提出することとなった。)

コメント#8、9

- ・ 中村委員：内容的には異論はないが、それなりに分量が増えるのではないか。全体との整合性を考慮すべき。

(※コメントは内容的に異議なく採用された。)

コメント#10、11

- ・ 深田委員：異論はない。
- ・ 横田委員：ローカルとグローバルとの両方の側面を明確にすることは大切で、賛成。
- ・ 鈴木委員：大企業対途上国の貧困問題を基本として書かれている。日本の企業が取り組めるものも意識して書いてもらった方が励みになる。

(※コメントは異議なく採用された。)

コメント#12～19

- ・ WD4.1 の良かった点を列挙してはどうか。
- ・ 熊谷委員：前書きから順にやっているのので、最後の方が時間切れになってしまったことはあったかもしれないが、基本的に IDTF では全体で確認を行ってきた。
- ・ 中村委員：コメント#13 について、実施可能なものを自らの判断で選択するということに対しては、疑問。コメント#14 については、統合すると前とのつながりが分かりにくくなるのではないか。エンゲージメントがトーンダウンするのではないかを懸念する。

(※コメント#13 は不採用。コメント#12、14、15 は修正採用。コメント#16 以降は採用。)

6. 4 サンチャゴ総会への対応について（確認）

資料 SR20-05 にしたがって、事務局から、サンチャゴ総会の日本代表団の構成案を報告し、承認された。

6. 5 今後のスケジュールの確認

サンチャゴ総会の報告として、次回の国内委員会を10月に開催することを確認した。開催の日程については、決定次第事務局から連絡する。なお、例年開催してきた一般に向けた報告会については、CD発行後にCD説明会と兼ねて開催する。

また、8月21日(木)10:00~12:00に開催する幹事会は、国内委員会の委員で関心のある方々にも参加いただけるよう、拡大幹事会として開催することを再確認した。

以 上

Template for comments and secretariat observations

1	2	(3)	4	5	(6)	(7)
MB ¹	Clause No./ Subclause No./ Annex (e.g. 3.1)	Line number/ Figure/ Table/Note (e.g. Table 1)	Type of comment ²	Comment (justification for change) by the MB	Proposed change by the MB	Secretariat observations on each comment submitted
1/G	全体		ge	規格開発 Speed への配慮 ISO26000 の TMB 提案 (2001.4) から 7 年、NWIP の可決 (2004.1) から 4 年が既に経過している。社会の関心の高いテーマであり、時機を得た国際規格化が重要である。	サンチャゴ総会では、CD になるべく議長団の強いマネジメントを期待するとともに、エキスパート間での早期のコンセンサスを求める。	採用 (反対なし)
2/I 東商	全体		ge	<p>全般的には、WD 3 に比較して各章間の記載レベルのばらつき、一貫性、専門用語の削減などで改善されている部分も見受けられる。</p> <p>しかし、下記の通り、依然として重複部分、冗長な記述等も散見され、一つの規格文書としてのまとまりもなく、国際規格のレベルに達するには、相当なレベルアップが必要と感ぜられる。</p> <p>(1) 各節レベルでは、その節に関連する内容の文章を執筆者の思いつくまま羅列し、論理的でなく、何を言いたいのか判読できない箇所もあり、大変読みづらく、各節間のばらつきも大きい。</p> <p>(2) 読み手のことを考えた、理解しやすい構成、文脈が整った文章となっておらず、各節レベルまでの細部にわたって、書くべき内容 (骨子) の整理、論旨の決定、文書全体を通しての理論的な文脈展開を検討しなおし、執筆者間での十分な意思統一を図る必要がある。</p> <p>(3) 用語の解釈、ニュアンス等が統一されないまま使用されている部分もあり、規格全体を通した一貫性のある語句の利用となるよう、定義にしたがった的確な語句の使用を徹底するが必要である。</p> <p>(4) 規格の使用者の大半を占めると考えられる中小</p>	<p>記載レベルのアンバランス、重複、冗長な表現、用語の定義等の不統一等について改善を図り、全体を通して論理的な文章展開、わかりやすい構成を目指すため以下に基づき改善するべきである。</p> <p><u><整合、重複排除等のための方策></u> 規格文書を各章ごと等分担せず、少人数により規格全体を一貫してチェック(*1)を行い、その上での修文箇所等を検討する等のやり方を見直す。 (*1) 起草ではなく、起草後に行う内容の見直し <u><記載内容 (骨子) の明確化></u> 各節等の中に何を織り込むのか(*2)、どのような順序で説明を展開し、理解させるのかといった文章構成を見直して、執筆者間での意思統一を行うことで、読みやすさを追求する。 (*2) 各章だけでなく、各節、段落に至るまでの詳細なレベルで、どのような内容のことを書き込むのかを検討 <u><簡条書きの活用></u> 幾つかの視点、考え方等を並列的に記載する必要があり、まとまった文章として表現しにくい部分については、文章ではなく、簡条書きで簡潔に書き、「ポイント」「留意点」「考え方」等の区分を明示して記載するような方法とすべきである。 (出来る限り簡条書き形式を多用し、理解すべきポイントを簡潔に絞り込んだ記載方法とする。) <u><「量」の削減></u> 第 6、7 章 (特に 6 章) をはじめ、大幅な削減が</p>	IDTF の努力を賞賛しつつ支持する方向でまとめ直す。

1 **MB** = Member body + Stakeholder Category (enter the ISO 3166 two-letter country code, e.g. CN for China + e.g. C for consumers = CN-C) or name of D-liaison organisation + Stakeholder category.
Stakeholder category: I = Industry, G = Government, C = Consumer, L = Labour, NGO = Non-governmental organization, SSRO = Service, Support, Research and Others
All = Consensus within all stakeholder groups

2 **Type of comment:** ge = general te = technical ed = editorial

NOTE Columns 1, 2, 4, 5 are compulsory.

Template for comments and secretariat observations

Date: _____ Document: **WG SR N 143, Working Draft 26000.4.2**

1	2	(3)	4	5	(6)	(7)
MB ¹	Clause No./ Subclause No./ Annex (e.g. 3.1)	Line number/ Figure/ Table/Note (e.g. Table 1)	Type of comment ²	Comment (justification for change) by the MB	Proposed change by the MB	Secretariat observations on each comment submitted
				組織に対する配慮がまだ不十分と思われ、量の問題、内容のわかりやすさ（抽象的で意味が不明、具体的な事象を踏まえていない机上の空論的な内容、表現も難しい部分等が散見される）、において再考が必要と思われる。	必要であり、箇条書きの活用、不必要なボックスの削除、個別具体的な内容等については解説書等へ移行する、重複の徹底排除等により一層の圧縮が望まれる。 <u><中小組織への配慮></u> 文章表現においても、中小組織ができる限り負担なく理解を得られるよう、簡潔、平易な表現を用いるようすべきである。<人的、資金的資源に乏しく、時間的にも余裕がない中小組織においては、規格に書いてあることの解釈についていちいち調べたり、何人かで検討して決めるといった手順を踏むことは不可能であることから、誰でも一通り読んで SR の概要について一定の理解ができるレベルを目指すべきである。)	
3/I 東商	1. 適用範囲	Line 181-185	ge	この規格の性格を示す内容として、組織の多様性等への配慮と適合性評価、認証を意図しないものであることは記載されているものの十分とは言えず、規格の使い方を明示すべく、組織の多様性に応じて、自主的に取り組むべきであることを明示した方がよいのではないか。	Line 185 の後ろに、「この規格は、組織の多様性に応じて、選択的、 かつ 自主的に取り組むことを奨励するものである」旨一文を追加する。	修正採用
4/I 東商	2.22	282-287	ge	「サプライチェーン」の用語の定義が不適切。	内容の見直し。 少なくとも Line285 の「before・・・」以降は誤解を招くので削除する。	不採用
5/I 東商	2.25	301-307	ge	「バリューチェーン」の用語の定義が不適切。	内容の見直し。 少なくとも Line304 の「before・・・」以降は誤解を招くので削除する。	不採用
6/L	2. 用語の定義	L186-314	Ge	サプライチェーン、バリューチェーン、影響力の範囲の三つの語が使われているが、それぞれの定義の違いが分かりにくいので整理すべきである		不採用

1 **MB** = Member body + Stakeholder Category (enter the ISO 3166 two-letter country code, e.g. CN for China + e.g. C for consumers = CN-C) or name of D-liaison organisation + Stakeholder category.

Stakeholder category: **I** = Industry, **G** = Government, **C** = Consumer, **L** = Labour, **NGO** = Non-governmental organization, **SSRO** = Service, Support, Research and Others

All = Consensus within all stakeholder groups

2 **Type of comment:** **ge** = general **te** = technical **ed** = editorial

NOTE Columns 1, 2, 4, 5 are compulsory.

Template for comments and secretariat observations

Date:	Document: WG SR N 143, Working Draft 26000.4.2
-------	---

1	2	(3)	4	5	(6)	(7)
MB ¹	Clause No./ Subclause No./ Annex (e.g. 3.1)	Line number/ Figure/ Table/Note (e.g. Table 1)	Type of com- ment ²	Comment (justification for change) by the MB	Proposed change by the MB	Secretariat observations on each comment submitted
7/N	3.4	440		L440 「ただし、この国際規格は、公共政策に固有の領域の分野（立法、規制及び行政権並びに司法権）については対象としない・・・」だが、W.D.4.2には、。例えば、6.3.5.2f)の警察に関する定めのように、政府機関に關係する条項が含まれている。従って、3.4.を提案のように修正することによって、解釈の混乱を防ぐことができる。	「ただし、この国際規格は、この国際規格の中に政府機関に関して特別の定めのある条項を除き、公共政策に固有の領域の分野・・・」	f)の明確化を求める。
8/N	6.3.1.2	952 - 955		人権と社会的責任 人権の認識及び尊重が、法の支配並びに正義と公正の概念との關係で記述されているが、社会的責任ということについて明確に述べられていないので修正が必要。	「人権とは、人間の生存に不可欠の権利であり、それを保障すべき義務、責任は究極的には国家にある。そして、あらゆる社会組織もまた、それに応じて、応分の社会的責任を負う。」	採用
9/N	6.3.2.1	962 - 970		人権分野特有の用語をかみくだいて説明する必要があるのではないかと。また、人権の回復についても述べたほうがよい。	人権は、固有で、不可侵で、普遍的で、不可分で、相互依存性があると考えられる。 一人権は、人間である限り、当たり前有するものであり、何人にも侵されるものではない。 一人権や社会権は分けることはできず、相互に依存し合うものである。 一人権は、現実の世界では、権利を持つ権利を奪われている人たちがいる。そういった人びとの人権は回復されなければならない、その義務を負っているのは国家、政府である。	採用

1 **MB** = Member body + Stakeholder Category (enter the ISO 3166 two-letter country code, e.g. CN for China + e.g. C for consumers = CN-C) or name of D-liaison organisation + Stakeholder category.

Stakeholder category: **I** = Industry, **G** = Government, **C** = Consumer, **L** = Labour, **NGO** = Non-governmental organization, **SSRO** = Service, Support, Research and Others

All = Consensus within all stakeholder groups

2 **Type of comment:** **ge** = general **te** = technical **ed** = editorial

NOTE Columns 1, 2, 4, 5 are compulsory.

Template for comments and secretariat observations

Date: _____ Document: **WG SR N 143, Working Draft 26000.4.2**

1	2	(3)	4	5	(6)	(7)
MB ¹	Clause No./ Subclause No./ Annex (e.g. 3.1)	Line number/ Figure/ Table/Note (e.g. Table 1)	Type of comment ²	Comment (justification for change) by the MB	Proposed change by the MB	Secretariat observations on each comment submitted
10/N	6.8.1.1	2307–2312	Te	ここの表現は、空間的なコミュニティに限定されていることから、グローバルな関係、関心テーマでつながる人間関係なども含める表現とする。	【代案】「組織はコミュニティの関係で活動する。ここでコミュニティとは、1つの場所、地域又は国に住む人々として受け止められている。片方で、グローバル社会の中で、国を越え課題や関心でつながり、相互に影響を与えている人間関係も含むものである。コミュニティにとって他のメンバー及び組織との関係は不可避のものある。組織が他の組織やコミュニティとの関係をもつことなしに活動することは可能ではない」といった表現に変える。	採用
11/N	6.8.1.2	2334–2336	Te	ここの表現は空間的なコミュニティの強調がされすぎていることと、組織サイズでかかわるコミュニティが決まることを強調しすぎている。	【代案】「組織の大小にかかわらず、コミュニティへの関与のあり方は多様である。地域コミュニティに貢献することも、多様な国々に貢献することも、組織独自の関心と判断による。」	採用
12/I 東商	7	全体	ge	WD4.2の第7章は、WD4.1の第8章から書き換えられているが、従前よりも記載内容が冗長、かつ意味がはっきりしない抽象的な表現が増え、実用的とは言い難くなっている。(書き換えの理由、経緯も不明)理解するのが難しい上、理解したとしても抽象的すぎて、具体的にどのようなことを実施すればよいか全くつかめない内容であり、その意味ではWD3からWD4.1へ一旦改善が図られたものが、WD4.2では後退している印象が強い。 (そもそもこの章については、特にSRを实践しようとする組織の担当者にも読みやすく、この規格を読んで実際の作業内容、手順がイメージできる、理解しやすく、簡潔な内容となるよう配慮すべきである。)	WD4.2で見直し検討を行うよりは、基本的にはWD4.1をベースにしたものに戻し、WD4.1の第8章の内容をさらに深く再検討していくべきだと思われる。 その際には、専門家でない利用者でもこの章に記載した内容に従って取り組めば、実践可能になるよう、実践時の留意点やポイントを主体とした実用的なガイダンス内容に書き換えるべきである。 具体的な改善案は下記のコメントの通り。	修正採用。(WD4.1のいい部分を列挙)

1 **MB** = Member body + Stakeholder Category (enter the ISO 3166 two-letter country code, e.g. CN for China + e.g. C for consumers = CN-C) or name of D-liaison organisation + Stakeholder category.

Stakeholder category: **I** = Industry, **G** = Government, **C** = Consumer, **L** = Labour, **NGO** = Non-governmental organization, **SSRO** = Service, Support, Research and Others

All = Consensus within all stakeholder groups

2 **Type of comment:** **ge** = general **te** = technical **ed** = editorial

NOTE Columns 1, 2, 4, 5 are compulsory.

Template for comments and secretariat observations

Date: Document: **WG SR N 143, Working Draft 26000.4.2**

1	2	(3)	4	5	(6)	(7)
MB ¹	Clause No./ Subclause No./ Annex (e.g. 3.1)	Line number/ Figure/ Table/Note (e.g. Table 1)	Type of comment ²	Comment (justification for change) by the MB	Proposed change by the MB	Secretariat observations on each comment submitted
13/ 東商	7.1		ge	この節では、SRの実施にかかる組織体制について、大変冗長かつ、文脈が捉えにくく書かれているが、あまり実行にあたっての有効な内容とは思われず、全面的な書き換えを検討すべきである。	下記の趣旨を踏まえた内容に書き直す。 『社会的責任については、基本的責任である「法の遵守」を超える課題についても、各組織で何らかの形で既に実施されているものもあると思われる。そのため、このガイダンス規格に記載されている多様な視点から改めて自組織の現状を把握し直し、取り組み状況の整理を行う。そして、既に取り組んでいる内容についてはブラッシュアップするとともに、取り組んでいない課題についても必要性に応じ、新たに取り組んでいくことが肝要である。 取り組む課題については、理想を追い、網羅的なものとしたり、実践不可能な内容を織り込んで意味はなく、自組織の実情（組織の体力、体制、資源の制約、組織の理念、戦略等）を十分に踏まえて、実践可能なものを選択して、一つずつ取り組むことを目指すべきで、いわゆる「身の丈にあった」取り組みを着実に進めることが大切である。 なお、取り組みにあたって、新たな体制を構築しなくとも既存の仕組みを活用することを基本とし、可能であれば新たな体制を築いて、さらに効率的、効果的に進めてもよい。』 上記のような内容で記載するほか、中小組織が無理なく取り組めるよう、体制整備上の融通性を認め、弾力的運用を許容する内容を但し書き等で追記する。	不採用
14/ 東商	7.3.3 7.3.4		ge	重要性の決定と優先順位の確立の関係が不明確。（重要性の確定が優先順位にどう影響するかが明確に説明され	7.3.3を7.3.4に統合し、重要性の確定について簡潔に書くとともに、重要性のある課題について	採用

1 MB = Member body + Stakeholder Category (enter the ISO 3166 two-letter country code, e.g. CN for China + e.g. C for consumers = CN-C) or name of D-liaison organisation + Stakeholder category.

Stakeholder category: I = Industry, G = Government, C = Consumer, L = Labour, NGO = Non-governmental organization, SSRO = Service, Support, Research and Others

All = Consensus within all stakeholder groups

2 Type of comment: ge = general te = technical ed = editorial

NOTE Columns 1, 2, 4, 5 are compulsory.

Template for comments and secretariat observations

Date:	Document: WG SR N 143, Working Draft 26000.4.2
-------	---

1	2	(3)	4	5	(6)	(7)
MB ¹	Clause No./ Subclause No./ Annex (e.g. 3.1)	Line number/ Figure/ Table/Note (e.g. Table 1)	Type of comment ²	Comment (justification for change) by the MB	Proposed change by the MB	Secretariat observations on each comment submitted
				ていない。) そのため、7.3.3の節の位置づけがはっきりせず独立したひとつの節とする必要性が乏しい。 また、優先順位を決定する際の視点がいくつか挙げられているが、これを読んでも順位が決められる内容となっていない。	は、優先順位をつける際に、どの程度留意するの かを明確に示す。 また、現状の7.3.4のように優先順位の確定の際の視点を並列的に挙げるだけでなく、具体的に法令順守や人権侵害は不可欠なものであり、それ以外については、各組織の理念や戦略等に従って、着実に取り組めるもの、取り組む重要度が高いものから優先順位を決める等のもう少し実務的な作業手順をイメージした書き方に変更する。 なお、SR課題の優先順位をつける際には、人的資源等の乏しい中小組織に対する配慮を明示することが重要であり、『SR課題の取り組みにおいては網羅的な取り組みを強制するものではない』こと及び、『組織の特性、実情に応じて取組課題を選択的に決定し、優先順位をつけて実施したり、段階的に実施したりすることを許容するものである』ことを追記し、明示すべきである。	
15/ 東商	7.4.1		ge	全体に冗長かつ抽象的で、何が書いてあるのかが理解しにくいことから、組織への社会的責任の統合についてポイントを絞って、簡潔に書き直す。	Line2774~2788の内容は不要であり削除する。 (戦略にかかる一般論を改めてここで記載する必要はない。) 下記の趣旨を踏まえた内容に書き直す。 『基本的には、組織にSRを統合し、効果的に実践していくことができるように、組織のリーダーによる必要性、重要性の繰り返しの説明等による奨励や率先垂範により、組織員全員への浸透、意識向上を図り、課題の実践を組織の理念、戦略、方針、意志決定等に統合し、行動規範等織り込まれるようにすることである。』 上述の内容に加え、統合にあたっての留意点等を簡潔に記載する内容を追記する。	採用

1 **MB** = Member body + Stakeholder Category (enter the ISO 3166 two-letter country code, e.g. CN for China + e.g. C for consumers = CN-C) or name of D-liaison organisation + Stakeholder category.
Stakeholder category: **I** = Industry, **G** = Government, **C** = Consumer, **L** = Labour, **NGO** = Non-governmental organization, **SSRO** = Service, Support, Research and Others
All = Consensus within all stakeholder groups

2 **Type of comment:** **ge** = general **te** = technical **ed** = editorial

NOTE Columns 1, 2, 4, 5 are compulsory.

Template for comments and secretariat observations

Date: Document: **WG SR N 143, Working Draft 26000.4.2**

1	2	(3)	4	5	(6)	(7)
MB ¹	Clause No./ Subclause No./ Annex (e.g. 3.1)	Line number/ Figure/ Table/Note (e.g. Table 1)	Type of comment ²	Comment (justification for change) by the MB	Proposed change by the MB	Secretariat observations on each comment submitted
16/I 東商	7.5		ge	コミュニケーションの内容が抽象的で分かりにくい。実用的なガイダンスとなっていない。	基本的にはWD4.1の8.5の内容に置き換え、これをベースに再検討を行う。 なお、中小組織のステークホルダーとのコミュニケーションは、中小企業の人的制約等から網羅的な対応が難しいケースが多く、全てのSHを対象としなくても、重要度に応じてSHに選択的に対応することで可であること、及び中小組織のコミュニケーション、レポーティング、SRの実施状況の確認等は、中小組織の特性、ステークホルダーとの関係性にも考慮し、簡便な手法、簡略化を許容することを但し書きで追記する。	採用（17と一緒にする）
17/C 古谷	7.5			コミュニケーションにはさまざまなタイプがあるが、ここでは限定された情報の伝達としてのコミュニケーションしか記載していないように見え、ガイダンスとしては十分ではない。	内容が網羅的で実践しやすいWD4.1の8.5に戻す。	採用
18/C 古谷	7.5.3			パフォーマンスに関するコミュニケーションが、報告書に限定されているように見えるが、広い方法を提示するほうが組織の特性に応じたコミュニケーションになるのではないか。報告書は一例として詳細を記載しすぎないほうが良いと思われる。	WD4.1の8.5.4に記載のある「報告書、ウェブサイト、広告、ラベル、ポスターなど」の多様な方法を提示。	採用（19と一緒にする）
19/G	7.5.3	2956～	te	コミュニケーション コミュニケーションの手法を企業に焦点を絞りすぎた結果、報告書に偏りすぎている。コミュニケーションには、ウェブサイト、ラベルなどさまざまな方法があり、報告書に限定された情報伝達のみと誤解を受けやすい。	WD4.1の内容が網羅的で理解し実践しやすいので変更する。 8.5.1 コミュニケーションの特定 8.5.2 コミュニケーションの計画 8.5.3 コミュニケーションの種類と形式の選択 8.5.4 信頼性の向上	採用

1 **MB** = Member body + Stakeholder Category (enter the ISO 3166 two-letter country code, e.g. CN for China + e.g. C for consumers = CN-C) or name of D-liaison organisation + Stakeholder category.

Stakeholder category: I = Industry, G = Government, C = Consumer, L = Labour, NGO = Non-governmental organization, SSRO = Service, Support, Research and Others

All = Consensus within all stakeholder groups

2 **Type of comment:** ge = general te = technical ed = editorial

NOTE Columns 1, 2, 4, 5 are compulsory.